平成27年度第6回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

平成27年度第6回江別市農業委員会定例総会議事録

平成27年9月25日(金) 午後3時30分開会 開催場所 江別市民会館21号室

1 出席委員(14名)

萩 北大森 中 渡 本 池 像 俊 和 芳 和 正 正 太 雷 聞 田 武 正 正 太

永 田 喜一郎 佐 藤 和 人

吉本和子

口 平 和 丁

小 林 秀 樹 伊 藤 良 明

田中浩一

2 欠席委員 (6名)

金安正明

荻 野 薫

加藤富雄

石 田 武 史

細川昭典

土 切 裕 二

3 出席事務局職員

農業委員会事務局 主幹 大坂勝美

主査 気境智道

主任 浅野隆弥

主任 山田容示

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	報告第22号	現況証明願及び照会について
日程第5	報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第6	報告第24号	第6回農地常任委員会開催結果報告について
日程第7	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第18号	農地法第5条の規定による許可申請について (知事処分)
日程第9	議案第19号	第6回農用地利用集積計画の決定について
日程第10	議案第20号	江別市農業委員会の所管に係る江別市市民参加条例施 行規程の制定について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

○議長

これより、平成27年度第6回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は14名で定足数に達しております。 ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1 議事録署名委員の指名について

江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、伊藤委員、中田委員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定について

平成27年度第6回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。 平成27年9月25日、1日間とする。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告について

大坂主幹に報告させます。

大坂主幹。

○大坂主幹 平成27年度第5回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。

なお、本日の総会に金安委員、荻野委員、加藤委員、石田委員、細川委員、土切委員が欠席する旨の通告がありました。

以上でございます。

○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご質問なしと認めます。

◎報告第22号

○議長 日程第4 報告第22号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。 内容の説明をさせます。

山田主任。

○山田主任 報告第22号、現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。 今回、提出がありましたのは、No. 26からNo. 28の計3件でございます。 土地の所在等は記載のとおりで、公簿地目は、畑 743㎡を内訳のとおり、農地採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。以上でございます。

○議長 これより報告第22号に対する質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第22号を終結いたします。

◎報告第23号

○議長 日程第5 報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○浅野主任 報告第23号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご説明申 し上げます。

これは相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回、提出がありましたのは、No. 4の計1件でございます。

内容につきましては、全て個人の相続によるものでございます。

土地の所在等は記載のとおりで、現況地目 畑 5 第 12,044 ㎡ でございます。 以上でございます。

○議長 これより報告第23号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第23号を終結いたします。

◎報告第24号

○議長 日程第6 第6回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。 農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

〇農地常任委員長 報告第24号 第6回農地常任委員会開催結果報告について、ご説明申し上げます。

開催日時、出席者等につきましては、開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1、農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2、農地法第5条の規定による許可申請について

付議事件3、第6回農用地利用集積計画の決定について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第24号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第24号を終結いたします。

◎議案第17号

○議長 日程第7 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題 といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○浅野主任 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No. 11の計1件でございます。

本案件については、規模拡大を目指す農業生産法人が不耕作地について所有権の移転を受けるものでございます。

本案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。

以上、1件 2筆 畑27,000㎡でございます。 以上でございます。

○議長 これより議案第17号に対する質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第18号

○議長 日程第8 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題 といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○浅野主任 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)を ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No. 1の計1件でございます。

本件は譲渡人の後継者である譲受人の息子が居住するための住宅を建設するため、農地を転用するものです。

係る農地は農用地区域内にある農地であり、江別市が農用地区域からの除外手続きを 行っているところです。除外手続き完了後の農地区分は、おおむね10~クタール以上 の規模の一段の農地の区域内にあり、かつ区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農 業機械による営農に適するものであると認められることから、甲種農地と判断します。

甲種農地は原則不許可ですが、本件は農業を担うべき者の育成及び確保のための施設ですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考える他、他の農地法等関係条項についても許可相当と考えます。

以上、1件 1筆 畑430㎡でございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第18号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎議案第19号

○議長 日程第9 第6回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 内容の説明をさせます。

山田主任。

〇山田主任 議案第19号 第6回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが1件、7筆、65,684㎡、利用権設定に係るものが5件、24筆、98,062.43㎡でございます。

個々の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第19号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

第6回農用地利用集積計画の決定について、

申出6件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第20号

○議長 日程第10 議案第20号 江別市農業委員会の所管に係る江別市市民参加条 例施行規程の制定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○浅野主任 議案第20号 江別市農業委員会の所管に係る江別市市民参加条例施行規

程の制定についてご説明申し上げます。

江別市では「江別市自治基本条例」に基づき、まちづくりへの市民参加を推進するための手続に関し必要な事項を定めた「江別市市民参加条例」が、平成27年10月1日から施行されます。

市民参加条例は、自治基本条例の理念を市政において具現化していくため、また、総合計画において根幹におく協働のまちづくりを進めるため、欠かすことのできない市民参加の手続を保障する条例です。

つきましては、当委員会においても、条例の趣旨を踏まえ、条例に定められた手続を 適正に運用するため、施行規程の制定をしようとするものです。

内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、説明は省略いたします。 以上でございます。

○議長 これより議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

江別市農業委員会の所管に係る江別市市民参加条例施行規程の制定について、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎閉会宣告

○議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。 平成27年度第6回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後4時15分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月25日

議長 (会 長)

署名委員

署名委員